

福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領

福岡県私立高校生等奨学給付金（以下「給付金」という。）の支給については、福岡県私立高校生等奨学給付金支給要綱（平成26年7月28日26私第694号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、次のとおり取り扱うこととする。

第1 高校生等の範囲

1 要綱第3条に定める「高校生等」（私立高等学校専攻科の生徒を除く。）は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者（法第5条第1項に規定する支給対象高等学校等が特別支援学校の高等部である者を除く。）のうち、平成26年4月1日以降、第1学年に入学した者を原則とし、7月1日現在の在籍状況によることとし、また、私立高等学校専攻科の生徒は、高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日）第3条に規定する専攻科支援金の補助要件を満たす者のうち、7月1日現在の在籍状況によることとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、支給対象とする。

- (1) 高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の対象となる者は支給対象とする。なお、この場合の支給の通算回数は、要綱第4条第2項に定める回数に加えて1回給付することができる。
- (2) 秋入学など7月以降に入学することが定められている学校の入学者は支給対象とする。なお、この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく当該入学時の在籍状況により確認する。
- (3) 7月1日現在、休学していたが年度内に復学した者は支給対象とする。なお、この場合の内容審査は、7月1日現在の在籍状況ではなく復学時の状況により確認する。
- (4) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第2項第3号に該当する場合又は高等学校等就学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱（令和2年4月1日文科科学大臣決定）第3条第1項第4号に該当しない場合であっても、別紙2に定める家計急変世帯への支援の対象となる場合は補助対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、支給対象外とする。

- (1) 単位制による教育を行う私立高等学校等（以下「単位制私立高等学校等」という。）に転学、転籍又は編入学（以下「転学等」という。）をした者であって、当該転学等のときにおいて当該単位制私立高等学校等の課程に生徒として在学していたものとみなされた期間の月数が、平成26年4月1日までに12月を超える者又は平成26年4月1日までに修得した単位数が、当該単位制私立高等学校等の卒業に必要な単位数の3分の1以上（定時制、通信制の単位制私立高等学校等にあっては4分の1以上）の者
- (2) 「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、

- 見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）が措置されている者
- (3) 他の都道府県又は教育委員会が支給する奨学のための給付金の支給対象となった者

第2 保護者等の範囲

要綱第3条に定める「その他の生徒の就学に要する経費を負担すべきものとして別に定める者」とは、次の各号に掲げる者とする。

- 一 「高校生等」に保護者(親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、法人である未成年後見人及び児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、児童福祉法第四十七条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人、その他高校生等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。)がいる場合 当該保護者
- 二 「高校生等」に保護者がいない場合 当該高校生等(当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者)
- 三 高等学校専攻科に通う生徒については、「当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者」にある「当該他の者」を「成年年齢に達する日以前の日において生徒等の保護者であった者」(生徒等の父母であれば、その両名)を指すものとして取り扱うこととする。

第3 支給対象世帯

1 生活保護受給世帯

- (1) 要綱別表に定める「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助が行われている世帯」は、生業扶助が措置されている世帯であつて、7月1日現在の生業扶助の措置状況を証明書等により確認する。

2 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯

- (1) 要綱別表に定める「保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯」については、「保護者等の道府県民税所得割と市町村民税所得割の合算額が0円の世帯」とする。

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている場合は、対象としない。生業扶助が措置されていないことの確認は申請者からの誓約により行う。
- (3) 要綱別表に定める「高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯」は、7月1日現在の扶養の状況を健康保険証等により確認することとし、公的な証明書類で確認が不可能な場合は、申請者からの申出書により行う。
- (4) 通信制の高等学校等又は高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に通う高校生等を含め複数の高校生等がいる場合には、通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等には、全て要綱別表に定める「複数の高校生等がいる世帯の2人目以降の通信制以外の私立高等学校等に通う高校生等」に定める支給額を支給する。

第4 事務処理等

- 1 この給付金の支給を受けようとする保護者等は、支給申請書（様式1）に必要な応じて次の各号に掲げる確認用書類を添え、原則として高校生等が7月1日に在学する私立高等学校等の設置者（以下「学校設置者」という。）を経由して、知事が別に定める日までに提出しなければならない。ただし、知事が認める場合は、提出済みの確認用書類については省略することができる。
 - (1) 生業扶助の措置状況が分かる証明書
 - (2) 保護者等全員の個人番号を明らかにできる書類（個人番号カードの写し等）
 - (3) 保護者等全員の当該年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が分かる書類（課税証明書・非課税証明書等）
 - (4) 15歳以上23歳未満の子を2人以上扶養していることが分かる書類（健康保険証等の写し）
 - (5) 在学証明書（様式2）
 - (6) その他知事が定める書類
- 2 学校設置者は、保護者等から提出された支給申請書等に申請者一覧（様式3）を添え、県に提出する。
- 3 知事は、申請に係る内容を審査の上、給付金を支給することが適当であると認めたときは、給付金の額を決定し、学校設置者を経由して決定通知書（様式4）により保護者等に通知する。不適当であると認めた場合も、また同様とする。
- 4 学校設置者は、県から保護者等への決定通知書を受領した場合、当該通知書を保護者等に配付する。
- 5 福岡県外の私立高等学校等に在学する高校生等の保護者等は、第1項の規定にかかわらず郵送により知事に提出することができるものとし、知事は、第4項の規定にかかわらず郵送により当該保護者等に通知する。
- 6 新入生に対する一部給付の早期化については別紙1、家計急変世帯への支援については別紙2のとおりとする。
- 7 要綱第7条に規定する学校設置者への委任は委任状（様式5）による。学校設置者は、給付金を代理受領した場合は、速やかに当該年度の授業料以外の教育に必要な経費と相殺するものとし、相殺した場合は、相殺通知書（様式6）により保護者等に通

知するものとする。なお、相殺後に余剰金が生じた場合は、遅滞なく学校設置者から保護者等へ支給するものとする。

- 8 給付金を代理受領した学校設置者は、給付金に係る経理を明らかにする帳簿等を備え、かつ、証拠書類を整備して、給付金を代理受領した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第5 申請が行われなかった場合の取扱い

- 1 支給対象者から知事が定める日までに申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。
- 2 支給申請書等に不備があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、支給申請書等の補正が行われないこと、その他支給対象者の責に帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

附 則

この要領は、平成26年7月28日から施行し、平成26年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成27年5月19日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成27年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成28年5月9日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成28年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月28日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成29年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成30年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、平成31年4月3日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、平成31年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和元年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年5月14日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月2日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年2月22日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和2年度の給付金から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月27日から施行し、改正後の福岡県私立高校生等奨学給付金支給要領の規定は、令和3年度の給付金から適用する。